

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 6月25日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	給水加熱器排水系第3給水加熱器C胴側排水配管において、詰まりが認められたため、当該排水配管を点検・清掃。	GIII	
2	1号機	給水加熱器排水系第3給水加熱器B胴側排水配管において、詰まりが認められたため、当該排水配管を点検・清掃。	GIII	
3	1号機	給水加熱器排水系第5給水加熱器B胴側排水配管において、詰まりが認められたため、当該排水配管を点検・清掃。	GIII	
4	4号機	換気空調補機冷却系冷凍機冷媒レシーバタンクの液位計継ぎ手部において、油の滲み(滴下なし)が認められたため、当該継ぎ手部を点検・修理。	GIII	